

3第5号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園に対する在園児保護者への十分な説明及び保護者との意見交換の場の設定を求めることに関する陳情

受理年月日 令和3年8月25日

陳情者

[Redacted Name and Address]

付託する委員会 厚生文教委員会

陳情趣旨

令和3年6月7日付、大子保発第57号「市立狭山保育園の段階的廃園についての保護者説明会について」（別添資料1）により通知された同園の段階的廃園については、在園児及びその保護者に対して理解を得る場が全く設けられていません。「東大和市立狭山保育園段階的廃園ガイドライン」（別添資料2）の検討及び執行においては、当事者である市民（保護者）に対し、市が説明責任を果たし、保護者との意見交換及び議論の場を設定した上で、廃園方針の撤回を含めたあらゆる可能性について、時間をかけて広く検討していただくよう陳情します。

陳情理由

1. 在園児及び保護者は段階的廃園が行われることを知らずに入園しており、理解を得る場が必要である。

令和3年度の入園案内（別添資料3-1）、その後の入園説明会及び入園式（子育て支援部長吉沢氏出席）において、市立狭山保育園の段階的廃園については一切言及がありませんでした（※令和3年8月6日に更新された市ホームページ上の入園

案内には、あたかも初めから記載されていたかのように段階的廃園についての記述があることを確認済みです。(別添資料3-2))。現在の在園児及び保護者は全員、段階的廃園が行われること、また行われる計画があったことを知らずに入園しています。本来、途中入園や進級により定員数まで園児が増え、その中で園児は集団保育を受ける利益を享受するところ、令和3年度入園児は当該利益を享受できません。このような不利益を被る場合、入園案内時に不利益についての説明をすることが必要です。ところが、説明ばかりか、現在に及んでも理解を得る場が設けられていません。

2. 施政方針でも示されなかった市立保育園の廃園方針は、明らかに唐突に表れた重大事項である。穴だらけの計画を短期スパンで執行するのではなく、時間をかけて検討した上で執行してほしい。

令和3年度市長施政方針「(重要施策2) 子ども・子育て支援施策の充実」において、保育施設の整備について言及しているところ、他園及び病児・病後児保育については、施設の老朽化を理由とする移転整備を掲げています。ところが、市が所管する最も重要な市立の狭山保育園については、同様の理由を1つの柱とした「廃園」であるにもかかわらず、当該事項については一切触れられていません。

施政方針で市長が明言された子ども・子育て支援施策の充実は、子供たちのためであるはずですが、それにもかかわらず、子供たちの被る不利益を最小限にするための保育の質の維持や、廃園までのプロセスを具体的に検討せず、廃園することだけを決めて執行しているのは、廃園により影響を受ける子供たちの利益を軽視するものです。時間をかけて検討し、子供たちへの影響を最小限にできる具体的な廃園手法を明確にした上で、保護者への理解を得てから進めていただきたいと思います。

3. 保護者説明会は到底「説明」会と言えるものではなかったため、改めて説明及び質疑応答の場を設けてほしい。

令和3年6月に突然「東大和市立狭山保育園段階的廃園ガイドライン」が配布され、その数日後に保護者説明会が行われました。しかし、「説明会」の名の下に行われたのは配布資料の「音読会」であり、質疑には応じない旨、市側からも通知がありました。子育て支援部長吉沢氏からも「これは理解を得る場ではない。」との発言がありました。これでは双方の対話は不可能で、資料を自宅で音読するのと何ら変わりはありません。仮に、質疑応答のない説明会後に実施されたアンケートに対する書面回答を質疑応答だと考えているとしても、これでは、形式的、一義的な回答

にとどまり、直接的な対話により理解を深め、議論を活発にすることを目的とした質疑応答とは本質的に異なります。そのため、市は保護者に対する説明責任を果たしているとは言えません。

4. 保護者の要望により設定した懇談会は前日に中止となった。具体的な廃園へのステップを踏む前に、保護者との意見交換及び議論の場を設定してほしい。

「東大和市立狭山保育園段階的廃園ガイドライン」中、「3基本的な考え方（1）信頼関係の構築」には、「保護者の皆様に対し、説明・情報提供を行うとともに、意見交換等を実施し、信頼関係の下に進めてまいります。」と記載があります。そのため、保護者の申入れにより、令和3年8月6日、7日、及び17日に懇談会が実施されることとなりました。ところがこの懇談会については、新型コロナウイルス感染拡大を理由とし、感染予防対策を講じていたにもかかわらず、前日8月5日の夕方に急遽中止となりました。一方、東大和市あるいは東京都としての自治体主催イベントの実施の在り方が8月5日を境に変わった部分は見当たりません。なぜ他の東大和市主催イベントが実施されいながらこの懇談会だけが中止となったのか、理解に苦しみます。子育て支援部副参事榎本氏にこの点について確認を取ったところ、明確な回答は得られませんでした。市は、信頼関係の下に進めると主張しながら、実際には信頼関係を損ねる行動を取っており、保護者としては不信感が募る結果となりました。また、延期日程については、この感染拡大状況により見通しが立っていません。

なお、この懇談会においては、狭山保育園父母の会が「出席希望者の人数調整をする」と保育課に申し出たところ、開催直前に同園園長より「全てやってもらえると思っていた」と駐車場使用者及び懇談会中の保育利用者の調整を依頼されており、わずかな時間で保護者側が相当な労力をかけ調整をした経緯があります。保育課からは「駐車場及び保育利用者の調整が必要なことは把握していなかった」と市主催イベントであるのに当事者意識が全く見られず、不信感を抱かざるを得ません。

今後、9月から10月にかけては各所管で令和4年度予算編成事務が、また11月には令和4年度新規入園児募集が行われます。このままでは、市が保護者の理解を得ず、まだ説明責任を果たさずに、段階的な廃園を進めてしまいます。

市の財政が逼迫しており、その影響を保育園の廃園というかたちで、どうしても子供たちへ負担させなければならないのであれば、行き当たりばったりではなく、慎重にプロセスを検討していただきたいです。その検討段階においては、保護者との意見交換、説明を十分に行っていただきたいと思います。このコロナ禍において、

すぐにそのような場が設定できないということであれば、段階的な廃園についても時期を見直すべきと考えます。

以上のことから、市立狭山保育園の段階的廃園については、当該事項執行前に、在園児保護者への十分な説明及び保護者との意見交換の場の設定を求めます。

添付資料

1. 大子保発第57号「市立狭山保育園の段階的廃園についての保護者説明会について」
2. 東大和市立狭山保育園段階的廃園ガイドライン（抜粋）
- 3-1. 令和3年度（2021年度）保育施設入園案内
- 3-2. 令和3年度（2021年度）保育施設入園案内（令和3年8月25日現在）（抜粋）
4. 令和3年4月1日発行 東やまと市報2面「令和3年度市長施政方針」

※この陳情書には、上記の1から4までの資料が添付されています。